

意見提出者	社団法人電子情報技術産業協会
1. 項目	対面診療（医師法第20条）のさらなる規制緩和
2. 既存の制度・規制等によってICT利活用が阻害されている事例・状況	<p>テレケア(遠隔診療等)は、一定の医療水準が保証されている都市部に対し、遠隔地・離島・過疎地など水準の異なる状況にある国民に対する医療の供給の手段としても考えられているが、遠隔診療の条件（初回の対面診療）や担当する人材不足により、継続が難しい場合が多い。</p> <p>また、遠隔診療への診療報酬割当て、医師以外のスタッフへの権限委譲など、制度面の課題も大きく、必要としている国民が十分に享受できる体制が整っていない。</p>
3. ICT利活用を阻害する制度・規制等の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・ 医師法第20条等 ・ 特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準（平成十九年厚生労働省令第百五十七号）第7条及び第8条
4. ICT利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性についての提案	<p>患者の居宅等との間で行われる遠隔診療については、医師法第20条等との関係が問題となる。患者の居宅等との間の遠隔診療を行うに際して、近年のICTを活用した遠隔診療の有効性は、遠隔地・離島・過疎地などでかなり実証されている。</p> <p>そこで、国民の利便性の向上並びに医師不足、医療費の増加、医療の地域格差といった問題を打開するためにも、特に慢性医療等の特定医療分野において遠隔医療への移行を積極的に進めるべきであり、これまでの実証実験を評価した上で、対面診療の原則や診療報酬制度について、時代に対応した見直しを早急に行うべきである。</p>